

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	藤井 基之（自民）	堀井 巖（自民）	清水 貴之（維新）
	磯崎 仁彦（自民）	古賀 之士（立憲）	浜口 誠（民主）
	猪口 邦子（自民）	石川 博崇（公明）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

10月26日の本会議で、4名の委員の辞任が許可された後、新たに4名の委員が選任された。同日、選任された4名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われ、その後に関会された審査会において会長が選任された。

〔調査の経過〕

今国会においては、まず、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

次に、特定秘密の保護に関する法律第19条により令和2年6月16日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、河野国務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。また、本審査会の年次報告書（令和元年12月）における指摘事項について、政府参考人から説明を聴いた。さらに、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基

準」の一部変更について、政府参考人から報告を聴いた。続いて、令和2年6月19日に内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。

〔調査の概要〕

11月12日、年次報告書（令和2年11月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、11月20日の本会議で会長が報告した。

11月18日、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、河野国務大臣から説明を聴いた。

12月2日、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。また、本審査会の年次報告書（令和元年12月）における指摘事項について政府参考人から説明を聴いた。さらに、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評

価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の一部変更について、政府参考人から報告を聴いた。続いて、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書

ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 審査会経過

○令和2年10月26日(月) (第1回)

- ・議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- ・会長の補欠選任を行った。

○令和2年11月12日(木) (第2回)

- ・議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- ・本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- ・本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

○令和2年11月18日(水) (第3回)

- ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について河野国務大臣から説明を聴いた。

○令和2年12月2日(水) (第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価

の実施の状況に関する報告に関する件について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

- ・本審査会の年次報告書における指摘事項に関する件について政府参考人から説明を聴いた。
- ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更に関する件について政府参考人から報告を聴いた。
- ・特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- ・会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

(3) 審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、平成30年5月及び令和元年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、平成29年末時点及び平成30年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、11月12日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和元年9月1日から令和2年8月31日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

政府から、政府が国会に提出した年次報告等について説明を聴取し、質疑を行い、特定秘密を指定している各行政機関から、特定秘密の指定等の状況について説明を聴取した。その後、本審査会が設定した6つの抽出テーマごとに、関係行政機関から説明を聴取し、質疑を行ったほか、警察庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受けた。さらに、大臣等に対し締めくくり的な質疑を行った。

2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、本審査会が厳格な保護措置を講じていることに鑑み、必要に応じて公にされていない情報を交えた説明を行うなど、真摯かつ適切に対応すること。

イ 本審査会から特定秘密の提示を求められた場合は、提示するのが原則であることを強く認識するよう改めて周知徹底すること。

ウ 特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密を記録する行政文書の管理に関する不適切な事案が発生した場合には、当該行政機関において速やかに原因分析を行い、再発防止に努めるとともに、こうした情報を内閣情報調査室に提供し、内閣情報調査室は、再発防止に向けた取組を進めること。

エ 制度を所管する内閣情報調査室において、本審査会の指摘を受けて行われた各行政機関の改善状況の確認や各行政機関の改善事例の把握を行い、これらを通じて得られた特定秘密保護制度の運用改善に資する情報については、各行政機関と情報を共有すること。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかった。